

東村U I J ターン奨学金償還支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本村における人口の社会動態を改善するため、若年層の回帰と定住を促進することを目的に、大学等での修学にあたり奨学金の貸与を受けた者が東村に居住し、村内又は近隣市町村の事業所に就業した場合（就労した場合）、当該奨学金の償還に対して予算の範囲内で補助を行うことに関し、東村補助金等の交付に関する規則（平成10年東村規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）、高等学校、大学院をいう。
- (2) 近隣市町村 東村から通勤可能な範囲をいう。ただし、テレワークを主たる勤務形態とする場合はこの限りでない。
- (3) 事業所 村内又は近隣市町村に事務所、施設、店舗又は工場を有している法人又は個人をいう。ただし、次の事業を営むものを除く。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業
 - イ アに掲げるもののほか、村長が適当でないとする事業
- (4) 公務員 国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員（会計年度任用職員を含む。）をいう。
- (5) 福祉職 介護保険法（平成9年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他関係法令の規定に基づき設置された介護施設及び保育施設に勤務することをいい、職種は問わないものとする。
- (6) 観光業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定める宿泊業並びに村長が特に観光産業の振興のため必要とするものをいう。

(7) 農林水産業 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める農業、林業、漁業をいう。

(8) 転入 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に定めるものをいう。
（補助対象奨学金）

第3条 補助の対象となる奨学金（以下「補助対象奨学金」という。）は、次の各号のいずれかに該当する奨学金とする。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構から借り入れた第一種奨学金及び第二種奨学金

(2) 東村育英会から借り入れた奨学金

(3) 前各号に掲げるもののほか、村長が認める奨学金

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院、大学、短期大学、専修学校、又は高等学校（以下「教育機関」という。）に進学し、在学中に前条各号に規定する奨学金の貸与を受けた者

(2) 就業しており、次のいずれかに該当する者

ア 常時雇用される者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者に限る。）

イ 個人で農業その他事業を営む者又はその事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）

2 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 遅くとも申請年度の前年度の4月1日には東村の住民基本台帳に登録され、奨学金の償還期間中であり、継続して東村に住民登録があり、現に居住している者

(2) 大学等の修学にあたり補助対象奨学金の貸与を受け、奨学金の償還が完了していなく、償還の延滞をしていない者

(3) 申請する年の4月1日時点で35歳未満の者

(4) 奨学金の償還に対する他の助成制度の適用を受けていない者

(5) 本村及び従前の住民登録地において村税等の滞納がないこと。

(6) 東村暴力団排除条例（平成23年東村条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金額は、申請年度の前年度中に返還した奨学金等の額（利息及び繰上償還に係る額を除く。）の合計額とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金額は、別表に掲げる補助期間及び上限額の範囲で補助対象経費の10分の10以内とする。

3 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の認定申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条第1項及び第2項各号に掲げる要件を満たした後、定められた期日までに東村UIJターン奨学金償還支援事業補助金認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて村長に認定申請を行うものとする。

- (1) 補助対象奨学金の償還実績及び償還計画がわかる書類
- (2) 大学等を卒業又は在学していたことを証する書類
- (3) 市町村税の納税証明書又は非課税証明書
- (4) 所得証明書
- (5) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定により第1号様式が提出された場合において申請者が本要綱の規定に基づく要件を満たし、別表の補助期間の範囲内であると認めるときは、補助対象者と認定し、その旨を東村UIJターン奨学金償還支援事業補助金（変更）認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条第2項の認定を受けた対象者は、定められた期日までに次の各号に掲げる書類を村に提出し、交付申請をしなければならない。

- (1) 東村UIJターン奨学金償還支援事業補助金交付申請書（第3号様式）
- (2) 補助対象経費である奨学金の償還額を証する書類
- (3) 在職証明書（第4号様式）
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び額の確定)

第8条 村長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東村UIJターン奨学金償還支援事業補助金交付決定書（第5

号様式)により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、東村U I Jターン奨学金償還支援事業補助金交付決定書の受領後速やかに、請求書兼口座振替払申出書(第6号様式)を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 村長は、前条の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(就業状況の変更等)

第10条 補助対象者は、補助金の交付決定の後において、就業又は居住の状況等に変更が生じたときは、速やかに東村U I Jターン奨学金償還支援事業補助金変更申請書(第7号様式)により村長に届け出なければならない。

2 村長は、前項の規定により第7号様式が提出された場合において申請者が第4条に掲げる要件を満たすと認めるときは、対象者を再認定し、その旨を東村U I Jターン奨学金償還支援事業補助金(変更)認定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、村長が不相当と認めたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	就業先	補助期間	上限額
第1号	村内で福祉職、観光業、農林水産業に従事するもの	5会計年度	月額15,000円 又は年間180,000円
第2号	村内で第1号を除く就業先に従事するもの		月額10,000円 又は年間120,000円
第3号	東村内で従事する公務員又は近隣市町村事業所		月額5,000円 又は年間60,000円

第1号様式（第6条関係）

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

東村長 宛

東村 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金認定申請書

東村 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金交付要綱に基づき、認定申請を行います。

1 申請者

ふりがな	
氏名	
現住所	〒
生年月日	年 月 日（ 歳）
電話番号	

2 補助要件の確認事項

(1) 修学状況

学校名	
学部・学科	
在学期間	年 月 ～ 年 月
卒業（退学）年月日	年 月 <input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 退学

(2) 借入奨学金

ア 独立行政法人日本学生支援機構

名称			
借入先			
借入期間・月数	年 月 ～ 年 月		
償還期間	年 月 ～ 年 月		
借入金額	円	未償還額	円
償還金額	月額 ・ 年額	円	

イ 東村育英会

名称			
借入先			
借入期間・月数	年	月	～ 年 月
償還期間	年	月	～ 年 月
借入金額	円	未償還額	円
償還金額	月額 ・ 年額		円

ウ その他

名称			
借入先			
借入期間・月数	年	月	～ 年 月
償還期間	年	月	～ 年 月
借入金額	円	未償還額	円
償還金額	月額 ・ 年額		円

(3) 就業先

名称・代表者名	
住所	〒
電話番号	
就業年月日	年 月 日
所属・役職	

3 添付書類

(1)補助対象奨学金の償還実績及び償還計画がわかる書類

返還実績及び償還計画を証する書類

(2)大学等を卒業又は在学していたことを証する書類(下記2つのうち該当する書類1つ)

大学等の卒業を証する書類(例:卒業証明書等)

大学等に在学していたことを証する書類(例:退学証明書等)

(3)市町村税の納税証明書又は非課税証明書(下記2つのうち該当する書類1つ)

納税証明書

非課税証明書

(4)所得証明書

所得証明書

(5)その他村長が必要と認める書類

有り(書類名:)

無し

4 住民基本台帳の閲覧同意

東村 UIJ ターン奨学金償還支援事業の審査に必要な住民基本台帳の情報について、村が閲覧することに同意します。

5 誓約事項

東村暴力団排除条例(平成23年東村条例第8号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当しません。

※1 当該申請は認定申請であり、改めて交付申請が必要となります。

※2 申請内容について、不明点がある場合は、申請者に連絡する場合があります。

※3 虚偽の内容を記載したことが発覚した場合は、交付を受けることができません。

第2号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

東村長 印

東村 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金（変更）認定通知書

東村 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、対象者として（変更）認定しましたので通知いたします。

- 1 認定決定者
氏名 (歳)
- 2 現住所
- 3 認定区分
- 4 補助期間
- 5 交付上限額

第3号様式（第7条関係）

第3号様式（第7条関係）

（表面）

年 月 日

東村長 宛

申請者 住 所

氏 名

電話番号

印

東村 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金交付申請書

東村 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金交付要綱に基づき、交付申請を行います。

1 補助対象奨学金（該当するいずれかのものに○をつけてください）

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金 ・ 第二種奨学金
- (2) 東村育英会
- (3) その他

2 償還日及び償還額

償還日	償還額	償還日	償還額
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円

合計 _____ 円

3 補助対象経費（上表の合計額）

4 補助金額（交付申請額）

（裏面に続く）

(裏面)

5 同意事項

- 万が一、認定申請の記載内容に事実と相違があることが判明した場合は、補助金の交付決定の取り消しに応じます。
- 東村が就業及び住居状況等の確認ため必要な限度において、就業先または関係部局に照会を行うことに同意します。

6 添付書類 ※下記すべての書類が必要です。

- 当該支援機関における補助対象奨学金の償還額を証する書類
- 在職証明書（第4号様式）
- その他村長が必要と認める書類（有り・無し）
有りの場合（書類名：_____）

7 誓約事項

- 東村暴力団排除条例(平成23年東村条例第8号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当しません。

第4号様式（第7条関係）

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

東村長 宛

所在地
事業所（法人）名

印

代表者名
電話番号
担当者

年 月現在、下記のとおり在職していることを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先事業所名	
勤務先所在地	
就業（採用）年月日	
職種・役職	
勤務時間	時 分 ～ 時 分

第5号様式（第8条関係）

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

様

東村長 印

東村 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金交付決定書

東村 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、対象者として交付を決定しましたので通知いたします。

- 1 交付対象者
氏名 (歳)
- 2 居住地（住民登録）
- 3 補助対象経費
円
- 4 交付決定額
円（ ヶ月分）

※当決定書を受領後、速やかに請求書（第6号様式）の提出をお願いします。

※指定口座への入金は、事務の都合上1ヶ月程度かかる場合があります。

※認定内容に変更がある場合は、速やかに変更報告書（第7号様式）の提出をお願いします。

第6号様式（第8条関係）

第6号様式（第8条関係）

請求年月日 年 月 日

東村長 宛

請求書兼口座振替払申出書

1 請求者情報

ふりがな	
氏名	
現住所	〒
電話番号	

2 請求金額

請求金額	円
------	---

3 振込口座情報

金融機関名 ※支店名まで記載	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人 (カタカナ)	

※通帳の写しも添付すること。

第7号様式（第10条関係）

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

東村長 宛

申請者 氏名

東村 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金変更申請書

東村 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 添付書類

住所変更の場合：転出先の住民票

勤務先変更の場合：現在の勤務先の在職証明書等

退職した場合：退職したことを証する書類